**くらしの情報**

くらしの情報や各種募集、催し・講座、健康情報を紹介します。

**大崎市個人情報保護法施行条例（案）等に対する意見を募集します**

問い合わせ 市政情報課文書管理担当　電話 23-5091 ファクス24-9595

　個人情報保護法が改正されたことに伴い、市では新たに「大崎市個人情報保護法施行条例」「大崎市個人情報保護審査会条例」を制定します。条例（案）に対する皆さんからの意見を募集します。

■公表方法

①市ウェブサイトでの閲覧

②窓口での閲覧

・市政情報センター（市役所東庁舎１階市政情報課内）

・市政情報コーナー（各総合支所地域振興課内）

■対象

　次のいずれかに該当する人

①市民または市内に勤務・通学している人

②市内に事業所を有する個人または法人

③市税の納税義務者

④本件に利害のある人

■意見の提出期間

9月1日（木曜日）～20日（火曜日）

■意見の提出方法

　条例（案）に対する意見と氏名（事業所名）、住所（事業所の所在地）、連絡先（電話番号またはEメールアドレス）を必ず明記し、持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかで提出

※匿名、電話の意見には応じられません。

①持参の場合

　月曜～金曜日（祝日を除く）

8時30分～17時15分に市政情報課または各総合支所地域振興課へ持参

②郵送の場合

〒989－6188

古川七日町１番１号

市政情報課文書管理担当に郵送

※9月20日（火曜日）の消印有効です。

③ファクスの場合

　市政情報課に送信

④Eメールの場合

　件名を「大崎市個人情報保護法施行条例（案）等への意見」とし、市政情報課（shisei@city.osaki.miyagi.jp）に送信

**就学時健康診断を実施します**

問い合わせ 学校教育課学校総務担当　電話72-5033

令和5年度に小学校に入学する児童は必ず受診してください。

■**受付時間**

　会場により異なります。送付される通知書で確認してください。

※対象地域の実施日に受診できない場合は、ほかの会場で受診してください。

就学時健康診断を実施します

■**内容**

　内科、歯科、耳鼻科、眼科の各診察など

■**対象**

　平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれの令和5年度就学予定の児童

■**持参するもの**

　就学時健康診断票、母子健康手帳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 就学予定校（対象地域） | 実施日 | 会場 |
| 古川第一 | 10月13日（木曜日） | 古川総合体育館 |
| 古川第二 | 10月4日（火曜日） | 古川総合体育館 |
| 古川第三・敷玉 | 10月25日（火曜日） | 古川総合体育館 |
| 古川第四 | 11月1日（火曜日） | 古川総合体育館 |
| 古川第五 | 10月27日（木曜日） | 古川総合体育館 |
| 古川西（西古川・東大崎・高倉・志田）・古川北 | 10月14日（金曜日） | 古川総合体育館 |
| 松山・下伊場野 | 11月9日（水曜日） | 松山保健福祉センター（さんさん館） |
| 三本木 | 11月11日（金曜日） | 三本木公民館 |
| 鹿島台 | 11月8日（火曜日） | 鹿島台瑞・華・翠交流施設（鎌田記念ホール） |
| 岩出山・鳴子・川渡・鬼首 | 11月30日（水曜日） | 岩出山文化会館（スコーレハウス） |
| 田尻・沼部・大貫 | 11月15日（火曜日） | 田尻総合体育館 |

**おおさき市民健診**

問い合わせ 健康推進課健康増進担当　電話23-5311

　申し込みをした人には、各種健（検）診の受診票を送付しています。

　申し込みをしていない人でも受診できますので、詳しくは問い合わせください。

■**集団健診（特定健康診査・健康診査、骨粗しょう症、前立腺がん、肝炎ウイルス、歯と歯肉の相談）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地域 | 日程 | 受付時間 | 場所 |
| 古川 | 9月1日（水曜日）～3日（土曜日）、5日（月曜日）～7日（水曜日） | 9:00～11:0012:30～14:00 | 古川保健福祉プラザ（fプラザ） |

■**集団健診（乳がん検診）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地域 | 日程 | 受付時間 | 場所 |
| 岩出山 | 9月7日（水曜日）～9日（金曜日） | 8：30～ 9：00、9：30～10：00、12：30～13：00、13：00～13：30 | 岩出山文化会館（スコーレハウス） |

■**集団健診（子宮頸がん検診）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 地域 | 日程 | 受付時間 | 場所 |
| 鳴子温泉 | 9月13日（火曜日） | 8：30～ 9：00、9：30～10：00、 | 鬼首基幹集落センター |
| 9月14日（水曜日） | 川渡地区公民館 |
| 9月15日（木曜日） | 8：30～ 9：00、9：30～10：00、12：30～13：30 | 鳴子公民館 |

■**出張大腸がん検診**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日程 | 受付時間 | 場所 |
| 9月10日（土曜日）・11日（日曜日） | 9：00～正午 | イオン古川店 |

持ち物　受診料（検査容器に記載されている料金）、検査容器

※本人以外でも提出できます。

■**個別健診**

|  |  |
| --- | --- |
| 日程 | 受診期間 |
| 成人歯科健康診査 | 10月31日（月曜日）まで |
| 子宮頸がん検診 | 11月30日（水曜日）まで |
| 乳がん検診 | 12月15日（木曜日）まで |
| 特定健康診査、健康診査 | 11月30日（水曜日）まで |

**大崎市骨髄バンクドナー助成事業**

問い合わせ 健康推進課保健・地域医療担当　電話23-5311

　市では、骨髄または末しょう血幹細胞の提供者の負担を軽減し、骨髄などの移植を推進するため、骨髄などを提供した人に助成金を交付します。

■**対象**

　次の要件をすべて満たす市民

①公益財団法人日本骨髄バンクが行う骨髄バンク事業において、骨髄などを提供した人（骨髄などの提供に関する最終合意を行った後に、提供者の自己都合以外の理由により提供中止になった場合を含む）

②暴力団との関係を有していない人

③他の自治体などが実施する同種同類の助成金などを受けていない人

■**助成金額**

　対象となる面談・通院または入院に要した日数1日につき2万円（通算で7日間14万円が限度）

※骨髄などの採取、またはこれに関連した医療処置によって生じた健康障害を理由による通院または入院は対象外です。

■**申請方法**

　健康推進課で配布、または市ウェブサイトから入手した申請書類に必要事項を記入し、①～③を添付し提出

①日本骨髄バンクが発行する骨髄などの採取が完了したことを証明する書類

②面談・通院または入院した日が分かる書類

③振り込み先の通帳

■**提出先**

　健康推進課へ持参、または郵送で提出

〒989－6154

古川三日町二丁目5番1号

健康推進課保健・地域医療担当

■**申請期限**

　骨髄などの採取が完了した日の翌日から1年以内

**「認知症になっても安心して暮らせる大崎市」を目指して**

問い合わせ 高齢介護課高齢福祉担当　電話23-6085

毎年9月21日は、国際アルツハイマー病協会（ADI）と世界保健機構（WHO）が共同で定めた「世界アルツハイマーデー」です。また、9月は「世界アルツハイマー月間」と定められ、さまざまな事業が行われます。

　この機会に認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を地域全体で支えていきましょう。

**認知症とは**

　認知症とは、アルツハイマー型認知症や脳血管性認知症など、脳の病気を患うことによって、元々正常であった脳の知能的な働き（記憶や時間、場所の感覚、判断力や問題解決能力など）が低下し、生活に支障を来した状態のことをいいます。

**早期発見・治療が大切に**

　症状が軽いうちに認知症であることに気づき、適切な治療や支援を受けることで、症状の改善や認知症の進行を遅らせることにつながります。

　また、運動不足の改善や、糖尿病・高血圧症などの生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割を保持することが、認知症の発症を遅らせる可能性があると示されています。

**認知症に関する支援**

　本市では、「いつまでもいきいきと認知症になっても安心して暮らせる大崎市」を目指し、平成24年度と29年度に本市に住む認知症の人、その家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）などに対しアンケート調査を行いました。

　アンケートでは、認知症の人が、「物事が分からなくなる不安」を抱える一方で、「地域とのつながりや、家族・近隣住民・友人たちなど、なじみのある人とのふれあい」が楽しいと回答していました。認知症になっても、「感情・思い」は、今までも、これからも生き続けています。

　これらの結果を基に、本市では必要な相談体制や受診できる環境づくりの推進、認知症の正しい知識の普及活動などを実施しています。

■実施している支援事業（一部抜粋）

・認知症専門相談（認知症初期集中支援事業）

・認知症サポーター養成講座

・認知症カフェ

・介護家族交流会、若年性認知症の人と家族の会「せせらぎの会」

・認知症ケアパス（各種支援制度の内容を記したもの）の作成

※認知症ケアパスの内容は、市ウェブサイトで確認することができます。

相談先・問い合わせ先

　各地域包括支援センターには、認知症地域支援推進員がいます。認知症と思われる症状に気づいたときや、気になるときは、気軽に相談してください。

高齢介護課　電話23-6085

各地域包括支援センター

**救急医療を守りましょう**

問い合わせ 健康推進課保健・地域医療担当　電話23-5311

　救急医療の適正な受診が地域医療を守ります。本市の救急医療の問題点について考え

てみましょう。

救急医療の問題点

　市には、重篤な患者に対し高度な処理を行う、大崎市民病院救命救急センターがあります。センターでは、救急車で来院した人や、早急な処置が必要な人を優先に診療しています。

　しかし、センターに訪れる人のうち、軽症患者は6割近くに上ります。緊急性がない軽症患者が訪れると、一刻を争う重篤な患者への対応が遅れる恐れがあります。

　また、医療従事者の負担を増大させることになり、翌日以降の診療にも差し支えることがあります。

　重篤な患者がすぐに治療を受けられるよう、軽症の人はかかりつけ医や休日当番医、大崎市夜間急患センターを受診しましょう。

救急医療を守りましょう

**急な病気やけがをしたとき**

　月曜日から土曜日の夜間は大崎市夜間急患センターが、休日の昼間と夜間は大崎市医師会と加美郡医師会の休日当番医が治療を行っています。

　また、夜間や休日の急な病気やけがにより救急車を呼ぶべきか迷うときや、応急処置の方法が知りたいときに相談できる電話窓口は、左記および広報おおさきの27ページに掲載しています。

　限りある医療資源の有効活用のため、適正な受診に協力願います。

**夜間や休日の相談窓口**

救急車を呼ぶべきか迷ったとき

・ 対象がおおむね15歳以上の場合

　おとな救急電話相談　☎#7119

　受付時間　月曜～金曜日19:00～翌朝8:00、土曜日14:00～翌朝8:00、日曜・祝日8:00～翌朝8:00

・ 対象が15歳未満の場合

　こども夜間安心コール ☎#8000

　受付時間　19:00～翌朝8:00